仕　　様　　書

１　委託業務名

　　航空自衛隊三沢基地における物品販売（仕出し弁当）の経営

２　委託業務の内容

　　仕出し弁当の配達

３　委託業者の承認

　　委託させる業者については、防衛省共済組合本部長が承認する。

４　委託契約の締結

　　防衛省共済組合三沢支部長（以下、「甲」という。）は、防衛省共済組合本部長の承認通知後、承認された業者を契約業者（以下、「乙」という。）として、経営委託契約書により契約を締結するものとする。

５　契約の委託とその趣旨

(1)　甲は、防衛省共済組合三沢支部に属する組合員の福祉の増進に資するため、良質で、かつ、低廉な商品を当該組合員に対して提供することを目的として、同支部において行う福祉事業のうち仕出し弁当の配達を、令和６年４月１日から令和７年３月３１日までの間、乙に委託するものとする。

(2)　乙は、前号に規定する福祉事業の趣旨を理解し、その委託された事業（以下、「委託事業」という。）を誠実に営まなければならない。

(3)　乙は、委託事業に関して、契約書に基づいて甲の行う監督に服し、勧告を受け入れ、指示に従わなければならない。

(4)　乙は、委託事業に係る経営権については、その一部といえども第三者に譲渡し、貸与し、又は請け負わせてはならない。

(5)　乙は、委託事業については、経営権を除き、いわゆる営業権その他の私権の設定が行われたものではないことを確認しなければならない。

(6)　乙は、自衛隊及び防衛省共済組合の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

６　委託事業の営業基準等

(1)　甲及び乙は、委託事業を実施する場合は、次の事項を具体的に定め、又は変更するに当たっては、あらかじめ協定書により協定を締結するものと

する。このうち、販売価格又は料金の決定又は変更に当たっては、乙は甲

に、原価見積書を提出するものとする。

ア　配達可能日、配達時間

イ　取扱商品及びその販売価格

ウ　その他必要な事項

(2)　乙は、委託事業に適用される法令及び規則を遵守しなければならない。

(3)　乙は、委託事業に従事する者の身元を保証するものとし、そのため、委託事業従事者身上調査票に所定事項を記入し、同票の所定欄に署名押印し、その者の健康診断書（写し）を添付して甲に提出する（調理、配膳従事者に対する月１回の検便に関する結果を含む。）ものとし、その者が委託事業に従事したことに伴って発生したすべての事項について、使用者及び身元保証人としてその責めに任じなければならない。

(4)　甲は、本項前３号の規定により乙が委託事業の経営について払う努力に対しては、積極的に便宜を提供するものとする。

７　協定書の協定基準

　　甲及び乙は、前項第１号の協定書により協定を行う場合、次の各号の基準により行うものとする。

(1) 組合員に対する利便又はサービスの向上を本旨とすること。

(2) 販売価格及び料金の設定は適正であること。

(3)　部隊等の実情に即したものであること。

(4)　その他必要な事項

８　定例報告

　　乙は、次の各号に掲げる書類を、それぞれ当該各号に定める期日までに甲に提出しなければならない。ただし、その期日が国民の祝日、日曜日又は訓練その他の事情により当該事務を行うことが妥当でないと甲が定めた日（以下、「休日」という。）である場合にあっては、その後において直近の休日でない日に提出しなければならない。

(1)　毎月の売上月計表　翌月の初日

(2)　毎月の収支計算書　翌月の１０日

(3)　毎事業年度の損益計算書　翌事業年度の５月３１日

９　調査等

(1)　乙は、委託事業の経営に関し、甲に疑義が生じたため、乙の財産内容及

　　び乙の行っている取引全般について調査する旨の申し入れを甲から受けた場合には、特別の事情がある場合を除き、これを拒んではならない。この場合における調査には、必要な書類の提出及び必要な場所への立入りを含むものとする。

(2)　乙は、委託事業の経営に関し、前号の調査に基づき甲が改善の勧告を行った場合には、特別の事情がある場合を除き、これに従わなければならない。

10　管理手数料

(1)　乙は、委託事業の管理に要する費用として、管理手数料を甲に納付しなければならない。

(2)　管理手数料は月額とし、以下の計算式で算出された額とする。

　　　計算式：（Ａ＋Ｂ）×次の表に掲げる各月売上額欄に掲げる区分に応じた手数料率欄に掲げる手数料率

　　　Ａ：各月の標準税率対象商品の売上額

　　　Ｂ：各月の軽減税率対象商品の売上額÷（１＋軽減税率）×（１＋標準税率）（円位未満切捨て）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 各月売上額 | 手数料率 | 納付期日 |
| ３０万円未満 | ０％ | 翌月の１５日 |
| ３０万円以上 | ０．５％ |

(3)　毎月の管理手数料は、前号に掲げる日（その日が休日である場合にあっては、その後において直近の休日でない日）までに甲に納付するものとする。この場合において、納付を延滞したときは、その日数に応じ、延滞が生じた時点における民法の定めるところによる法定利率を乗じて計算した延滞料を附加するものとする。その際、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とし、延滞料の最終金額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(4)　乙は、災害、盗難、その他の特別の理由がある場合には、管理手数料及び延滞料の納付の猶予又は減免につき、その理由及び納付の猶予又は減免の程度を明記した文書により、甲に申請することができる。

(5)　甲は、管理手数料の請求を、委託売店等管理手数料納付通知書により行うものとする。

(6)　甲は、本契約期間中に消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）にかかる税率の改正があった場合は、消費税等の税率改正によって

　　生じる消費税等の額の増減相当分の管理手数料を見直すこととし、乙はそれに従わなければならない。

11　改氏名等

(1)　次の場合には、乙は速やかに甲に文書により通知するものとする。

　　ア　契約書に使用した印鑑の亡失等

　　イ　代表者の変更、転居、改印、改氏名又は名称の変更

(2)　乙は、委託事業の経営に関し、甲に対して書類（第８項に規定する定例報告その他の軽微な事項に関する書類を除く。）を提出するに当たっては、契約書の作成に当たって用いた氏名及び印鑑を使用しなければならい。この場合において、当該氏名は戸籍上の氏名でなければならない。

12　定型用紙

　　第６項第１号に定める協定書及び原価見積書、同項第３号に定める委託事業従事者身上調査票並びに第８項に定める売上月計表及び収支計算書並びに損益計算書は、甲の交付する定型用紙によるものとする。

13　契約解除等

(1)　甲又は乙は、契約を解除又は中断しようとする場合（次号から５号までの規定に該当する場合を除く。）には、当該解除又は中断の予定期日の６か月前までに、当該解除又は中断の理由及び予定期日等を明記した文書により相手方に通告し、契約の解除又は中断を求めるものとする。

(2)　乙は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したため、委託事業を継続することが適当でないと甲が認めて、本契約の解除又は中断の理由及び予定期日等を明記した文書により、甲から解除又は中断を求められたときは、これに従わなければならない。

　　ア　基地の廃止又は移動、基地内における組合員規模の大幅な増減、施設の転用その他の委託事業を継続することを適当としない事情が生じ、その事情を早期に乙に通告することが適当でないと甲が認めた場合

　　イ　基地に災害その他緊急の事態が発生した場合

(3)　乙は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したため、本契約の解

除又は中断の理由及び予定期日等を明記した文書により、甲から解除又は中断を求められたときは、これに従わなければならない。ただし、契約の

解除又は中断事由が甲の責めに帰すべき事由により発生したものであるときは、この限りでない。

ア　倒産、破産、被災その他委託事業を継続することが不能である事情が

乙に発生した場合

イ　乙が委託事業を継続することを拒絶する意思を明確に表示した場合

ウ　乙が契約書に定める事項に重大な違反行為をした場合

(4)　乙は、被災その他委託事業を継続することが適当でない事情が発生したため、本契約を解除又は中断する必要があると認めた場合には、当該事情の発生後速やかに当該解除又は中断の理由及び予定期日等を明記した文書により甲に通告して、本契約の解除又は中断を求めなければならない。

(5)　前３号の規定にかかわらず、緊急のため文書による通告の時間的余裕がない場合にあっては、とりあえず行った口頭等による通告によっても、営業の停止に関する限り、直ちに効力を発生するものとし、事後速やかに文書により通告することができるものとする。

14　費用の負担

(1)　甲は、次の各号に掲げる費用を負担するものとする。

　　ア　契約書、協定書、原価見積書、委託事業従事者身上調査票、売上月計表及び収支計算書並びに損益計算書の定型用紙の作成に要した費用

　　イ　契約の成立及びその履行の監督並びに解除又は中断その他の委託事業の管理運営に関して組合として行うべき事務の処理に要した費用

(2)　乙は、前号の規定により甲の負担する費用を除き、委託事業の経営に要

する費用については、その一切を負担しなければならない。

15　名義使用の制限

乙は、自己の営業上の取引に関して、甲の名義を使用してはならない。

16　管理責任

（１）乙は、自らの責任において仕出し弁当を管理し、盗難、食中毒等の予防について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

（２）乙は、従業員の身元、規則の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

（３）乙の従事者は、日本国籍を有する者とする。また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成、又はこれに加入してはならない。

（４）乙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。

17　衛生等の保持

　　乙は、乙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

18　損害賠償請求権の行使制限

　　乙は、委託事業の経営及び本契約の解除又は中断により生じた損害については、甲の責めに帰する理由により乙に与えた直接損害を除いては、甲に対して損害賠償の請求をしてはならない。

19　損害賠償

　　乙は、契約書に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたとき、その他業務に関して甲その他の者に損害を与えた場合には、乙の費用をもって一

切の損害を賠償しなければならない。

20　契約の更新

(1)　乙は、契約期間満了の日の６か月前までに、当該期間満了後も引き続い

て委託事業の経営を行うかどうかの意思表示を甲に対して行わなければな

らない。

(2)　乙は、契約期間満了後も引き続いて委託事業の経営を行うことを希望する場合には、甲の指示するところにより、契約の契約期間の更新に関する手続きを執らなければならない。

(3)　前号の手続が不適格でその不備を補正することができない場合を除き、甲は、契約を引き続き１年間更新するものとし、その後も同様とする。ただし、甲が契約締結後、５年以内の適宜の時期に経営委託業者の見直しを実施した場合には、契約を終了するものとする。

(4)　前号の規定による見直しを実施した結果、継続して同一の業者に同一の条件により経営を委託することとなる場合には、新たに契約を締結するものとする。

21　情報保全の遵守

(1)　乙は、甲及び担当職員（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が乙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

(2) 乙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

22　業務実施に当たっての留意事項

(1)　乙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。

（2） 業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。

(3)　乙は、庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは、立ち入らないこと。

(4)　乙は、商品等の瑕疵等について利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。

(5)　乙は、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒等）が発生した場合には、担当者に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（全商品の販売停止を含む）に従わなければならない。

23　その他

　　契約書に定めのない事項及び甲乙間の紛争又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。